

議案第28号

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年3月24日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

地方公務員法の一部改正により導入される定年前再任用短時間勤務職員について、手当区分を新設する必要があるため、本案を提出する。

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号を次のように改める。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 園長 10,000円

イ 副園長 8,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 園長 9,000円

イ 副園長 7,000円

第3条第1項各号を次のように改める。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 園長 5,000円

イ 副園長 4,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 園長 4,500円

イ 副園長 3,500円

附則第2項中「第2条第1項各号及び第3条第1項各号」を「第2条第1項第1号及び第3条第1項第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項

若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条第1項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則の規定を適用する。

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和4年12月世教委規則第22号）による改正後
<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 条例第23条第3項第1号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額</u></p> <p>ア 園長 10,000円</p> <p>イ 副園長 8,000円</p> <p><u>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額</u></p> <p>ア 園長 9,000円</p> <p>イ 副園長 7,000円</p> <p>2 省略</p> <p>第3条 条例第23条第3項第2号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額</u></p> <p>ア 園長 5,000円</p> <p>イ 副園長 4,000円</p> <p><u>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額</u></p> <p>ア 園長 4,500円</p> <p>イ 副園長 3,500円</p> <p>2 省略</p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 条例第23条第3項第1号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 園長 10,000円</p> <p>(2) 副園長 8,000円</p> <p>2 省略</p> <p>第3条 条例第23条第3項第2号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 園長 5,000円</p> <p>(2) 副園長 4,000円</p> <p>2 省略</p>

改正後	幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和4年12月世教委規則第22号）による改正後
<p>附 則（制定附則） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。この規則は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 当分の間、条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、<u>第2条第1項第1号</u>及び<u>第3条第1項第1号</u>に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</p> <p><u>附 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条第1項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則の規定を適用する。</u></p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。この規則は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 当分の間、条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、<u>第2条第1項各号</u>及び<u>第3条第1項各号</u>に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</p>